

Doc. 3310 Evid

Folder 2

(250)

**INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION**

Doc. No. 3310

Date 25 October 1947

**ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE**

**DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT**

**Title and Nature:** Loose shorthand record, "Secret Meeting of the Committee for the Bill of Controlling Dangerous Literatures and the Bill for Protecting National Mobilization Secrets"

**Date:** 18 May 1936      **Original** (X) **Copy** ( )      **Language:** Japanese

**Has it been translated?**    **Yes** ( )    **No** (X)

**LOCATION OF ORIGINAL:** Document Division

**SOURCE OF ORIGINAL:** Diet

**PERSONS IMPLICATED:** UMEZU, Yeshijiro; TOYODA, Teijiro

**CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:** Conspiracy and Preparation for Total War

**SUMMARY OF RELEVANT POINTS:**

After KAYABA's explanation is over, UMEZU (Vice-Minister of War), government committee member, takes his turn and explains:

"The warfare of today is not restricted only to the battlefield, but is a total war. So even in peace times, the powers of the world are intently making investigations as to the natural resources, military capacity, production of war industries, transportation facilities, and so on, which are the factors in estimating the national power of the other party."

UMEZU points out, giving examples how important it is to draw up the bill for protecting national mobilization secrets.

TOYODA, delegate of the Navy is of the same opinion as UMEZU.

Some members ask if these foreigners who are suspected of doing espionage have not been properly dealt with according to the existing law.

Government committee member MATSUI replies that although the authorities are sure of their being guilty, they can not punish them because the existing law is not extensive enough to cover these cases. If they insist that making a sketch of a certain factory is for business purposes, the Japanese authorities can do nothing about it under the present law.

Item no 29.

18 May 1936

Shorthand Record of the Secret meeting on  
the Bill of protection of military secret law,  
in the 69<sup>th</sup> diet

---

KAYABA, a government committee. Spoke as follows:

As recently, the international circumstances are becoming <sup>keen and tense</sup>, each worldly power are eager to know <sup>and spy</sup> the particulars and details of Japanese resources, facilities of military defense, communication industries, economical harbours, rivers, and all <sup>every</sup> conditions of political and social affairs.

We, therefore, are doing with all our might to protect <sup>the security</sup> against those activities of espionage.

Those foreign espionages are spending a big ~~sums~~ <sup>sums</sup> of money for getting informations they want, in <sup>skillfully</sup> disguising in the investigation or study of Japanese Commerce, Industry, Trade, Science, Social enterprise & so forth.

They are staying in such places <sup>as</sup> as Japan's Militaristic important points, or cities, or militaristic industrial areas <sup>and</sup> harbours, under the <sup>pretence</sup> names of Missionaries, doctors, scholars, students, correspondents or travellers.

○ Judging from the nature of the things they carry from their daily behaviours and their communications, they are assumed to be foreign agency of spy. We can count such foreigners in Japan not less than 100.--

● In the 2.26. night we arrested 33 Japanese suspects and 1 foreigner, whom we ordered to go out of Japan. The Japanese are now under investigation as violators of Article 99 of the Military Criminal Code.

Those Japanese suspects have been usually approaching foreign legations or companies and seemed to have given foreigners Japan's secrecy in military, diplomatic, political economical, and other matters.

The other day, two passenger boats of U.S.S.R. <sup>had</sup> investigated  
 5 points in the Japanese fortified areas,  
 vicinity of TSOGARU Strait. This action was  
 tried and the fine of \$1,000. was imposed on them as  
 violation of the ship law.

And there is another instance that one Chinese  
 aviator, a student in the private school of aviation,  
 taking avail of the name of the school master, gathered  
 maps of all airfields of Japan, documents of aviation  
 tactics and other matters.

One more example of espionage activities, is what  
 Ford Motor Co. in Yokohama, in the name of  
 necessity for the carrying on business, investigated  
 the number of motor cars <sup>existing in Japan</sup> the kind thereof, the  
 year when they were made, the time when they were  
 bought.

For the protection against these espionage  
 this bill of law is necessary to be passed the Diet.

秘

3310

昭和十一年五月十八日(月曜日)

69  
3

九  
帝國議會不穩文書締法案

委員會  
秘密會議

總動員秘密法(修正案)

軍事國防關係之件

速記錄

原稿  
淨書者  
自十七号  
各計七号

Pro. No. 327  
A. No.  
eck No.  
Item No. 71

衆議院  
11.5.20  
圖書館

本速記録ハ書記官長ノ許可ヲ  
得速記録課長立會ノ上テラセバ  
如何ナル場合ト雖モ之ヲ開封シ  
又ハ閱覽見スルコトヲ固ク禁ズ  
速記録課長



五月十八日  
不穩

會 第 一 八 號

○萱場政府委員 一般情勢ヲ便宜私カラ一  
應申上ゲタイト思ヒマス

近時國際時局ノ切迫

不穩(秘密會) 會 第 一 七 號

〔午後四時三十九分秘密會ニ入ル〕  
○萱場政府委員

Doc 3310  
Jan 29  
Post 327

不穩

會 第一八號

施設、交通、産業、經濟港灣、河川等カラ  
 更ニ政治社會各般ノ狀況ヲ廣汎ニ互ツテ  
 且ツ詳細ニ貨察スルニ汲々トシテ居ル



予稿

會 第一八號

致シマシタト共ニ、世界各國ハ戰時ニ於テ  
 ル作戰計畫ノ樹立ノ資料ト致シマスル目的  
 ヲ以テマシテ、我國ノ資源、軍事國防ニ關



フオン

會 第一八號

ト  
 二努メ、又地方ニ於キマシテハソレダノ  
 警察部、憲兵家其他ノ關係ノ向キト連絡ヲ  
 致シマシテ、同ジヤウニ防衛警戒ト云フコ  
 トニ努メテ居

フオン

會 第一八號

3  
 實情ニアルノテアリマス、私共内務當局ト  
 致シマシテハ、中央ニ於キマシテハ軍事當  
 局及憲兵司令部ト緊密ニ連絡ヲ取ツテ、是  
 カ防衛防止

フヨン會 第一八號

關係ニアリマスイト、其調査ニ當ル人間モ  
非常ニ優秀ナ、其方ノ専門家ト云フモノヲ  
選ソデ奇越シテ居ルヤウナ實情ニアルノデ  
アリマス、

ク

フヨン會 第一八號

ルノデアリマスガ、我が國內ノ國情ヲ調査  
スル、内偵スルト云フコトニ付キマシテ、  
外國ノ者ハ非常ニ莫大ナ費用ヲ使ツテ居ル  
ヤウナ

6

不穩會第一八號

商工業、貿易、或ハ學術、社會事業、是等  
ノ調査ニ名ヲ藉リ~~カ~~シテ、表面的ニハ公正  
ニ或ハ合法手段、之ヲ標榜致シマシテ

フロン會第一八號

非常十金ト人トシテ精粹ノ者ヲ選ビマシテ、  
之ニ當ツテ居ルヤウナ實情ガアリマシテ、  
彼等ノ牒報行爲ト云フモノハ大體表面ニ於  
キマシテハ



不穩會第一八號

實情ニアルノデアリマス、是等ノ外國牒報  
機關、是等ニ付テノ防衛警戒ト云フコトニ  
付キマシテハ、只今捜査上差支ナイ最大ノ  
限度ニ於

11

小西

不穩會第一八號

非常ニ巧妙ニ爲サレテ居ル關係上、其取締  
ハ非常ニ困難致シテ居ルノデアリマシテ、  
局ニ當ル者ハ色々苦心考慮シテ居ルヤウナ

10

小西

13

港灣所在地、是等ニ對シマシテ或ハ宣教師  
醫者、學者、研究生、新聞記者或ハ旅行者  
斯ウ云フ名目ノ下ニ、或ハズツト滞在シテ

フオン 會 第一八號

12

テ申上ゲテ見タイト思フノデアリマス  
現在我國內ノ軍事上ノ要地、重要ナル都  
市、軍事工業地帯、重要





會 第 一 八 號

17日

略	見當ハ付イテ居ルノデアリマスガ是
ハ	相當ノ數ニ上ツテ居ル的確ニハ分リマ
セ	ヌガ其疑ヒアル者ハ相當ノ數ニ上ツテ
居	ル

フオン 會 第 一 八 號

16日

テ	百名ヲ下ラナイ私共ノ視線ノ中ニアル
モ	ノが百名ヲ下ラナイト去フ實情デアリマ
ス	尚ホ私共ガ分ツテ居ナイ者之ニ對シ
マ	シテハ

下

會 第 十 八 號

19

下  
 度  
 之  
 過  
 般  
 之  
 二  
 六  
 事  
 件  
 之  
 際  
 シ  
 マ  
 シ  
 テ  
 是  
 等  
 之  
 牒  
 報  
 者  
 之  
 活  
 躍  
 ハ  
 非  
 常  
 之  
 活  
 潑  
 デ  
 ア  
 ツ  
 タ  
 ノ  
 デ  
 ア  
 リ  
 マ  
 ス  
 其  
 容

下  
穩

會 第 十 七 號

18

下  
 穩  
 ト  
 云  
 フ  
 見  
 込  
 デ  
 居  
 ル  
 ノ  
 デ  
 ア  
 リ  
 マ  
 ス

不穩

會 第 一 八 號

2/

去ヲ命ジタヤウナコトニナリマシキ、尚ホ  
 其他ノ者ニ付キマシテハ、陸軍刑法第九十  
 九條違反其他ノ條項ニ依リマシテ、

會 第 十 八 號

20

疑人物ガ日本人デ三十三名、外國人一名、  
 之ヲ檢舉シタノデアラス、此外國人ニ對  
 シマシテハ、取敢ズ國外送

フオン會 第一八號

23

ノデアリマスガ、大概是等ノ者共ト云フノ  
ハ、常平生外國ノ公館或ハ商店ト云フモノ  
ニ出入シ、或ハ又接近シテ居リマシ

フオン會 第一八號

22

目下取調中デゴザイマス、其内容ニ付キマ  
シテハ審理ノ途中デアリマシテ、是レ以上  
詳細ニ申上兼スルノヲ遺憾トスル

フオン會第一八號

25日

非常ニ濃厚ナ状態デアルノデアリマス、  
ハ新聞ニ載ツテ居リマスカラ皆様モ御承知  
デアアルノデアリマスガ、此三

不穩會第一八號

24日

テ、我國ノ軍事・外交・政治・經濟・其他  
ノ秘密事項ヲ提出シテ居ツタヤウナ嫌疑ガ  
今ノ所審理ノ途中デアリマスガ、

不穩

會 第一八號

27

互	ツ	テ	徘徊	偵察	シ	タ	ノ	デ	アリ	マ	ス	、	是	ハ	唯
單	=	船	舶	法	違	反	=	依	リ	マ	シ	テ	、	千	圓
															ノ
															罰
															金
ト	云	フ	裁	判	ノ	結	果	=	ナ	ツ	タ				

26

フオン 會 第一八號

月	=	ソ	ビ	エ	ト	レ	ノ	旅	客	船	「	ス	」	チ	ヤ	ン	」	
號	ト	「	ソ	ビ	エ	」	ノ	旅	客	船	「	ス	」	チ	ヤ	ン	」	
度	津	輕	海	峽	ノ	五	箇	所	=	互	ル	要	塞	地	帯	ヲ	數	日

不穩會第一八號

29

付キマシテ調査ニ參ツタト断定シ得ル  
フノデアリマス、非常ニ怪シイ行動ガアル  
ノデアリマス、是ハ他ノ一例デ

不穩會第一八號

28

ノデアリマスガ、其行動ヲ仔細ニ研究調査  
シテ見マスト、單ナル船舶法ノ違反ガケデ  
ナクシテ、全ク是ハ要塞地帯ニ

フオシ

會第十八號

3/11

校長ノ名ヲ利用致シマシテ、日本ノ各飛行  
場ノ略圖、航空戰術關係書類、陸海軍ニ於  
ケル各航空協定、サウ云フ

不穩 會第一八號

30

了リマスガ、千葉縣ノ飛行機ノ學校ガ、  
イマス其民間飛行機ノ學校ニ在學シテ居ル  
マス支那人飛行士ガ、其



フオニ 會 第十八號

シテ未遂ニ了ツタコトガアリマス、例ハ澤  
山ニアルノデアリマスガ、外國ノ商會或ハ  
會社、其取引關係ヲ利用致シ、

フオニ 會 第十八號

モノヲ各方面ニ照會致シマシテ、蒐集致シ  
テ届ツタト云フ事實ガアツタノデアリマス  
是ハ其途中ニ當局ニ分リマ

五月十八日

不穩

會 第 一 九 號

ノ

之ヲ蒐集セン
トスル事例ガ
澤山アルノ
デア
リマスガ
尚ホ他ノ一
例ト致シマ
シテ
フ
「
フ
オ
ー
ド
」
會社ガ
國狀調査

フオン 會 第 十 八 號

34

又宣教師ノ
傳道組織ヲ
利用致シ、
其他有ユ
ル方法ヲ以
テ、我國ノ
國防上ノ
資源様定ハ

フオン 會 第一九號

3

要都市ニ於ケル各自動車所有者ニ對シマシ  
テ、現在ノ所有者臺數、其種類、製造ノ年  
度、次ニ購入ノ時期、臺數、種類、斯

不穩 會 第一九號

2

ラシテ居ル日本一ツオト下  
會社 是ハ横濱市ニアルノデアリマス  
業上必要ト云フ名目ノ下ニ日本ノ車

フオン

會 第一九 號

五〃  
 加、蓄音器ノ「ビクター」會社ノ臺灣支店  
 = 於キマシテ、過般外交員ノ日本人タル社  
 員ヲ採用スルコトニナツタリデアリマス  
 其場合ニ、

會 第一九 號

四〃  
 ウ云フモノニ付テ詳細ナ調査ヲ爲シタル事  
 實ガアルノデアリマス、第二ノ事例ト致シ  
 マシテ、是ハ臺灣ニアツタ例デアリマス

會 第一九 號

ク

シメマシテ、其調査ノ正確ニ行ツテ居ルコ  
トト、粗雜ニ行ツテ居ルコトトテ區別致シ  
マシテ、其採否ヲ決スルト云フヤウナ事例  
カアルノデ

フオン 會 第二〇 號

社ノ方針デアルト云フ名目デ、應募志願者  
ニ對シテ日本ノ道路網、自動車數、配電狀  
況ト云フヤウナ、資源國狀調査ヲ為サ

會 第一九 號

Pr

方法ヲ以テ國狀ノ調査ヲシテ居ツタト云フ
コトハ、是ハ最モ顯著ナル事實デアルノデ
アリマス、尚ホソビエトノ通商代表部
員ガ

會 第一九 號

8

アリマス、ソビクターレ會社ノ社員採用ニ
付テハ、是ハ常識ヲ考ヘテ見マシテモ、全
然斯ウ云ウ條件ハ要ラナイノデアリマスガ
サウ云フ

フオン 會 第一九 號

ト	云	フ	男	ガ	、	昭	和	十	年	十	月	十	九	日	歸	國	ニ	シ	タ
ノ	デ	ア	リ	マ	ス	ガ	、	北	鐵	買	收	物	資	取	引	關	係	テ	
知	合	ニ	ナ	リ	マ	シ	タ	、	東	京	市	ニ	ア	リ	マ	ス	フ	ス	
タ	ン	ダ	ー	ド	ル	株	式												

會 第一九 號

日	本	ノ	自	動	車	ノ	運	輸	狀	況	ヲ	調	査	シ	テ	居	タ	事
實	ガ	ア	ル	ノ	デ	ア	リ	マ	ス	、	元	日	本	ニ	駐	在	シ	テ
居	タ	通	商	代	表	部	ノ	フ	ミ	ハ	エ	ル	・	ブ	ー	チ	ン	ル

フオン 會 第一九號

自動車ノ輸入關係、自動車ノ國內生産ノ調  
 査、國內生産自動車ニ對スル日本政府ノ助  
 成ノ狀況、次ニ國産自動車ノ生産ノ臺數及  
 ビ

フオン 會 第一九號

會社ノ外交員清水某トナツテ居リマスガ  
 此者ニ對シマシテ、日本ニ於ケル軍用自動  
 車ノ總臺數、日本自動車分布狀況



會 第 十九 號

15  
ヲ 詳 細 ナ 調 査 ヲ 依 賴 シ タ ト オ フ 事 例 ガ 舉 ヅ  
テ 居 ル ノ デ ア リ マ ス 以 上 申 上 ゲ マ シ タ コ  
ト 依 リ マ シ テ 略 々 御 想 像 ガ

會 第 十九 號

14  
英 製 造 會 社 或 ハ 軍 用 保 護 ノ 自 動 車 ノ 臺 數  
其 軍 用 保 護 自 動 車 ヲ 製 造 ス ル 製 造 所 尚 ホ  
自 動 車 道 路 等 ニ 關 シ マ シ

會 第一九號

東 洋 院

17

私	共	知	ラ	ナ	イ	テ	居	ッ	テ	國	狀	調	査	等	ヲ	爲	シ	テ
居	ル	者	加	相	當	ア	リ	ヤ	シ	ナ	イ	カ	絶	對	ナ	イ	ト	
云	フ	コ	ト	ハ	明	言	シ	得	ナ	イ	ノ	ケ	ヤ					

神 聖 院

16

會 第一九號

付	ク	ダ	ラ	ウ	ト	思	ヒ	マ	ス	ガ	是	ハ	一	例	デ	ゴ	サ
イ	マ	シ	テ	之	ハ	似	タ	例	ハ	澤	山	ア	ル	ノ	デ	ア	リ
マ	ス	尚	ホ	又	遺	憾	ナ	コ	ト	テ	ア	リ	マ	ス	ガ		

東 洋 院

會 第 一 九 號

19

の	梅	津	政	府	委	員	御	承	知	ノ	通	リ	現	在	ノ	戰	争
ハ	從	來	ノ	戰	場	ニ	出	テ	居	ル	第	一	線	或	ハ	第	
ニ	線	ノ	軍	隊	バ	カ	リ	ノ	戰	ト	云	フ	ヨ	リ	モ		

會 第 一 九 號

ノ  
 イ  
 カ  
 ト  
 思  
 ヒ  
 マ  
 ス  
 以  
 上  
 ヲ  
 以  
 チ  
 マ  
 シ  
 ヲ  
 御  
 審  
 議  
 ノ  
 御  
 參  
 考  
 ニ  
 供  
 ス  
 ル  
 次  
 第  
 デ  
 ア  
 リ  
 マ  
 ス

フオン會 第一九號

サウシテ戦争ノ進行ニ關スル全體ノ計畫ヲ  
樹テ、行クト云フコトガ、極メテ重要ニナ  
リテ參リマシタ、其結果平

フオン會 第一九號

意義が横大ヲシテ、所謂國力戦ト云フヤウ  
ナ状態ニナツテ參リマシタノデ、各國トモ  
對手國ノ戦争能力ヲ早ク探知ヲシテ

會 第一九號

			非	ル	王
			常	所	ノ
			ニ	ノ	ニ
			カ	ノ	對
			ヲ	諸	ス
			盡	要	ル
			シ	素	、
			テ	ノ	所
			居	調	謂
			リ	査	戰
			マ	、	争
			ス	探	能
			、	究	力
				ト	ノ
				云	判
				フ	定
				コ	ニ
				ト	關
				ニ	ス
				、	

フオシ 會 第一九

時、於て各國ノ資源ノ状態、ソレハ何等  
 能力、重工業能力、其他餘産関係ノ技術  
 卜、マ、ウ、ナ、各種ノ

會 第一九 號

25

モ	是	等	ノ	點	ニ	鑑	ミ	テ	、	斯	ウ	云	フ	ヤ	ウ	ナ	ル	重
要	ナ	ル	戰	争	能	カ	ノ	判	定	ニ	資	ス	ル	所	ノ	諸	要	素
ト	云	フ	モ	ノ	ヲ	、	成	ベ	ク	秘	密	ヲ						

會 第一九 號

24

昨	今	ニ	至	リ	マ	シ	テ	、	是	が	最	モ	各	國	ト	モ	力	ヲ
入	レ	テ	活	潑	ニ	、	色	々	調	査	ヲ	ス	ル	ヤ	ウ	ニ	本	意
テ	參	リ	マ	シ	タ	、	陸	軍	ト	致	シ	マ	シ	テ				

不穩 會 第一九號

分保護シテ行カナケレバナラヌト云フコト  
ヲ痛切ニ感ジマシテ、從來出來ルダケ行政  
的手段デ、内務省其他ノ關係方面ト、保護  
ノ手段ヲ

27

不穩 會 第一九號

保護シテ、敵國ノ判斷ニ資セナイヤ  
ナケレバナラヌ、コナラガ敵國ノ情報ヲ取  
ルノが必要ナルト同時ニ、自國ノモノヲ十

26

不穩會第一九號

本法ノ制定ト云フコトハ、軍ト致シマシテ  
ハ最モ焦眉ノ急ト致シマシテ、速ニ御協贊  
ヲ願ツテ、成立ツコトヲ切望シテ

不穩會第一九號

請ジテ居ツタノデアリマスガ、是等ノ完全  
ナル所ノ法律が出来テ居ラヌ爲ニ、遺憾ノ  
點が少クナカッタノデアリマス、隨テ



不穩

一九

既ニ御分リノコトト存ジマスガ、陸軍側ノ  
方デ探知致シマシタモノガケニ付キマシテ  
モ、昭和六年ニハ百二十九件、軍ノ



不穩會第一九號

居ル譯デアリマス、是等ノ調査ノ一例ト致  
シマシテハ、只今内務省側ノ政府委員カラ  
御説明ガアリマシタノデ、一般ハ



最近ニ至ツテ著シク其數が増加シテ居ル、  
調査ノ目的~~的~~ト致シマス所ハ、軍ノ編成裝備、  
部隊、艦船ノ行動、裝備、

一九

不  
フ  
ン  
會  
第  
一  
九  
號

實情調査ニ付テアツタモノガ、昭和八年ニ  
ナリマスト三百九件、昭和十年ニモ大體同  
様ノ數デ、三百何何件ト云フヤウナ風ニ、



フォン

會 第一九 號

35日

資源ノ状態、其他輸送、交通ノ設備トカ云  
 フヤウナコトモ、可成リ頻繁ニ、且ツ深刻  
 ニ立入ツテ調査ヲシヨウト云フ

フォン會 第一九 號

34日

軍事上ノ資源ノ状態、軍ノ状態ト云フヤウ  
 ナ風ニ、單ニ軍機ニ關スルバカリデハナイ、  
 一般ノ軍需工業、又ハ

神宮保

神宮保

神宮保

神宮保

フォン 會 第一九 號

デアリマス

尚ホ「スパイ」等ニ付キマシテ具體的ノ

事例ヲ若干申上げマスレバ、近來内外人ヲ  
利用シテ、

37

フォン 會 第一九 號

傾向が顯著ニナツテ参リマシタ、斯ク云フ

事態ニ鑑ミマスレバ、速ニ此法案ノ制定ヲ

布ヲ見ルコトヲ切望シテ居ル次第

36

會 第 一 九 號

新聞掲載禁止事項ヲ記載シテ居ル所ノ書籍  
ヲ、某國武官ニ賣却シタト云フヤウナモノ  
或ハ某國ノ情報

39

フオニ 會 第 一 九 號

フスパイロ網モ非常ニ稠密ニ擴張致シマシ  
テ、盛ニ活動シツ、アリマ~~ヌ~~ノデ、其若干  
ノ事例ヲ申シマスルト、軍事上

38

不穩

會 第二〇 號

其機密ヲ某國ニ賣ツタ者ガアル
或ハ所定
毒瓦斯ノ器具ヲ某國ニ賣ツタ者
重要交通
線ノ圖、我國ノ

會 第一九 號

40

フブローカーレテ、重要軍需工場ノ移設  
 是ハ飛行機ノ工場デアリマシテ、



會 第二の號

5  
の砂田委員 其今最初ニ御説明ニナリマシ  
ク中ニ宣教師デアルトカ、學者デアルトカ、  
色々ノ者が所謂牒報者ト認メラレル者が百  
名以上、

フオン 會 第二の號

リマス

4  
の熊谷委員長 只今政府委員ヨリ述べラレ

マシタ點ニ付テ何カ疑問ガアレバ此際質問

ヲ許シマス



不穩 會 第二十號

7

○萱場政府委員	是ハ共ニ外國人テゴザイ
マス	
マス	
○砂田委員	ソレハサウ云フ既ニ政府ノ認
定シテ牒報機關ノモノトシテ認定ヲサレ	

二〇

既ニ認定サレテ居ル者ガ百名以上アルト  
 斯ウ云フ風ニ御話ガアリマシタガ、此百名  
 以上ト云フノハ、是ハ日本人テスカ外國人  
 テスカ

會第二十號

居ルノハ、容疑者テアリマシテ、的確ニ其  
退去命令ヲ爲シ得ル程度ニハ達シテ居マセ  
ヌ、怪シイ者トシテ私共ノ取締リノ何ト申  
シマスルカ

會第二十號

夕者ヲ退去命令其他ノ行政處分ヲ全部ナサ  
ツタノデスカ  
○萱場政府委員 百名以上、私共ノ怪シイ  
ト思フテ

會 第 二 〇 號

名以上、其以外ニ容疑者がマダ多數ニアル  
 ト、斯ク云フ御説明ガアツタ、既ニ認定シ  
 タ者ハ直ガ退去命令ヲ爲サルベキ筈ダト私  
 ハ

會 第 二 〇 號

要視察ノ園内ニ入ツテ居ル者が百人ニナル  
 ノデアリマス  
 ○砂田委員 ガウデナカツタ、先刻ノ御説  
 明ニ依ルト既ニ其認定シタル者が百

不穩

會 第 二 〇 號

13

明デアツタカラ伺ッタノデアリマスハソレ  
 ハ認定ノ出来ナイ唯其疑ガアルト云フ事管  
 ダケダト云フカ、先刻ノ御説明ト少シ違フ  
 ヤウニ



會 第 二 〇 號

12

信スルノデアリマスガ、ソレハ先刻ノ御説  
 明デハ容疑者ノ外ニ認定シタ者が百名以上  
 アソテ、其外ニ尚ホ多数ノ容疑者がアル、  
 斯ウ云フ御説



フオン 會 第二〇號

局長ノ説明ノ中デ、  
「ビクター」ニ並ニ「  
オードレト」去フ名前  
が出タノデアリマスガ  
、只今伺ヒマシタコト  
ダケデモ吾々ハ洵ニ  
怪シカラヌコトデア  
ルト斯様

フオン

會 第二〇號

思ヒマス

14

○萱場政府委員

言葉が定まりませヌカラ

後カラ申上げタ方が事實デアリマス

○勝田委員

先程警保

フオン 會 第二〇 號

始末ハシテ居リマセヌ

○砂田委員 大體御説明ノ意味ハソレテ諒

承シマシタガ、サウ云フモノハ現行法ノ下

ニ於テ處置ノ方

17

フオン 會 第二〇 號

ニ考ヘテ居ルノデゴザイマスルガ、之ニ對

シテ何カ御處置ヲ為スツタノデアリマスガ、

其儘不問ニ付シテ居ラレルノデアリマスガ

○萱場政府委員 マダ

16

フオン 會 第二〇 號

云フコトデ此法案が必要ナリト云フ意味デ  
スカ、サウ云フ事實カアル者ヲ現行ノ法規  
ノ下ニ處罰スル方法ナシトハ私ハ考ヘテ居  
ナイノデス、

フオン 會 第二〇 號

法ガナイカラ、ソレヲ處置スル爲ニ此法案  
ヲ出シタト云フ趣旨ニ承知シテ宜イノデア  
リマスカ、現行法上サウ云フモノヲ處置ス  
ル方法ナシト

フヨン會 第二〇號

兼 議 院

自動車工場ノ今日ノ設備ガ、其能力ガ幾何  
デアルカト云フコトニ付キマシテハ、相當  
ノ嚴密ノ指定ガゴザイマスゲレドモ、初メ  
テ此法ニ依ツテ

神宮

フヨン會 第二〇號

兼 議 院

其點政府ノ言ヲ聽キタイ  
○松井政府委員 ソレ等ノ點ニ付キマシテ  
ハマダ十分ニ現行法ニハナイモ、ガ澤山コ  
ザイマスノデ、ソレガ今度

神宮





子  
會 第二〇號

25  
若シアル疑ガアルトスルナレバ、サウ云フ  
者ガ百名以上モアルノニ、其處分ガ行政法  
上出來ナイト云フコトハ、私ハドウシテモ  
解スルコトガ出來ナイ、現行

フオン  
會 第二〇號

24  
○砂田委員 ドウモソレガ私共ニハ能ク分  
ラヌ、先刻來陸軍政府委員並ニ資源局ノ政  
府委員デスカ、資源局ノ方ノ御説明ノ中ニ  
アルヤウナ事案ガ

フオン 會 第二〇號

ノヲ待ツテ居ツテ、ソレヲ調べルト云フニ  
至ツテハ實ニ是ハ政府ノ怠慢、コンナヒド  
イ怠慢ハナイト思フ、國ヲ賣ルヤウナサウ  
云フ、而モ内地人次外ノ

フオン 會 第二〇號

法ノ下ニ於テモサウ云フ疑ガアツタナラバ  
ソレハ直ニ取調ヲシテ退去命令其他ノ處  
分が出来ナケレバナラヌ、ソレガ此法律ガ  
出ル

フオン會 第二〇號

話ト私ハ思ヒマスガ、サウ云フ者ハ現行  
法ノ下ニ於テモ、行政處分其他ノ方法ニ依  
ツテ出來ナケレバナラヌ、サウ云フ疑ガ十  
分ニアル者ヲ

不穩會 第二〇號

外國人が日本ニ來テ居ルノニ、ソレニ對ス  
ル處置モシナイテ置イテ、此法案ガナケレ  
バ其處置が出來ナイト云フニ至ツテハ、是  
ハ驚キ入ッタ

フオン會 第二〇號

通過シナケレバ、ソレ等ノ者ハ疑ガアツテ  
モ、其儘抛ツテ置クト云フ御趣旨ナラ是ハ  
容易ナラヌコトダト思ヒマス、其點政府委  
員ノ明確ナル御答辯ヲ得テ置ナタイ

3/11

小西

フオン會 第二〇號

其儘ニ打棄テラレテ居ルト云フノナラ、是  
ハ由々シキ問題ダト私ハ思ヒマスガ、是ハ  
一體ドウ云フ風ニ爲サル御積リナノカ、此  
法律ガ

30

小西

不穩 會 第二〇 號

論其範圍ヲ出來ルト存ジマス、併ナガラ今

日ノ元ノハ唯軍備<sup>事</sup>機密デアリマストカ、或

ハ要塞地帯デアリマストカ云フ軍事上ノ關

係

33

不穩 會 第二〇 號

○松井政府委員 ソレ等ノ問題ニ付キマシ

テハ、非常ニ著シク國ノ安寧秩序ヲ害スル

ト云フコトガ顯著デアリマスレバ、必シモ

此法律ガ出來マセヌデモ、勿

32

不穩 會 第二〇 號

35

ハ要塞等ニ致シマスルト、要塞ハイケマセ  
ヌデモ、例ヘバ石油ヲタンクニ對スル其  
ヲタンクノ所在及ビ其詳密ナル見取圖ト  
云ツク

不穩 會 第二〇 號

34

ト云フモノが重大ナ事柄デアツクモノデア  
カラ、軍事上ノ關係以外ノモノニ付キマシ  
テハ、例ヘバ~~或~~ル工場ノ見取圖デアリマス  
トカ、或

フオン 會 第二〇號

目的	デア	ルト	ト	カ	云	フ	ヤ	ウ	ナ	逃	ゲ	道	ガ	ア	ラ	ウ
ト	思	ヒ	マ	ス	ノ	デ	ソ	コ	ニ	今	度	ノ	ヤ	ウ	ナ	近
戰	或	ハ	將	來	戰	ノ	意	義	ガ	加	ッ	テ	參	リ		

伊東屋



フオン 會 第二〇號

ヤ	ウ	ナ	モ	ノ	ニ	付	キ	マ	シ	テ	ハ	ソ	レ	ハ	何	ノ	目
的	デ	ヤ	ラ	レ	ル	ト	云	フ	コ	ト	ハ	略	ノ	推	察	ハ	出
來	マ	シ	テ	モ	ソ	レ	自	身	ト	シ	テ	モ	或	ハ	管	業	上

伊東屋





フオン 會 第二〇 號

又、斯少云フ風ニ考ヘテ居リマス、隨テ此

民間ニ於キマシテモ勿論ソレヲ放任シテ置

ク譯デハナイノデアリマシテ、ソレ

フオン 會 第二〇 號

マヌルノデ、一日モ忽セニスルコトヲ得ズ

急眉ノ急務ト致シマシテ、此法律ヲ特別議

會ニ於キマシテモ是非早クシナケレバナラ

不  
下

會 第 二 の 號

考へマス ト云フ ト要塞ヲ調査シテ居ルヤウ  
 ナ者デアリマス ケレドモ、同時ニ又必シモ  
 サウデナイ、其部面ノ所マデ行カナイデア  
 ラウト云フ者

不  
下

會 第 二 の 號

取締官憲ニ於キマシテハ大イニ注意ノ目ヲ  
 瞳ッテ居リマスルノデ、ソコニ今認定サル  
 ベキ怪シキ者ニ付キマシテハ、是ハ

會 第 二 の 號

ハ、可ナリ事例が多イノデアリマス、サ  
 ヲ、意味ヲ犯性ノ關係ニ付テ打合せタリ間  
 合セタリシテ非常ニ紛ラハシイ範圍が多イ  
 モノデスカラ、ソコデ

不  
マシ

會 第 二 の 號

ニ付テハ、慎重ナ態度ニ依ル處置ヲ執リマ  
 シテ、其純然タル取締デハナイケレドモ  
 疑ハシキ範圍ニ於キマシテ取締セシメテ居  
 ルト云フヤウナ場合ノ人々

42

43

フオシ 會 第二一 號

私共ハ各込込メナイ、先刻來御話ノヤウナ事  
又例ト云フモノハ顯著ナ事實デアリ、此顯著  
ナ所謂外國カラ日本ノ機密ヲ探ラウトシテ  
來テ居ルヤウナ

五月十八日  
秘密會 不穩 第二一 號

此規定ヲ必要トスル、本當ニ一日モ早ク之  
ヲ必要トスル氣遣ニナツテ居ルノデアリマ  
ス

○砂田委員 どうモ一寸





會 第 二 一 號

露西亞ノ船が入ツテ來テ要塞ノ狀況ヲ調べ
タ疑ガアル、其疑ガアルト云フノハ千圓ノ
罰金ニナツタガ、ソレノ真相ハモツト深刻
ナル



會 第 二 一 號

テアリマシタラ得心が行キマス、併シ先刻
來御説明ノ如キコトガアレバ、是ハ直チニ
今日デモ處分が出來ナケレバナラヌ、又先
刻御説明ノ中ニ



會 第 二 一 號

ナラハ、法律ヲ作ツテモ何ニモナラヌ、サ  
ウ云フ者カアルナラハ徹底的ニ調ヘテ、十  
四ノ罰金ヲナシニ陸軍刑法カ何カニ依ツテ  
處斷サルハキ

不 穩 會 第 二 一 號

國內ノ情勢ヲ探ラウトシタモノタト云フ疑  
カアル、是ハ法律ヲ幾ラ作ツテ置イテモ疑  
カアルト云フタケデ證據ヲ擧ケテ處罰カ出  
來ナイ

會 第 二 一 號

ハ是ハ此法案ニ對スル説明ニナリマスか、  
先刻來御話ノモノスラ、此法律カナクテモ  
出來ルハキモノニ而モ疑ノアル者ヲ其儘

10

會 第 二 一 號

モノ多ト私ハ思フ、此法律ヲ持ヘナケレハ  
9 現行法ノ下ヲハ取締カ出來ナイト云フ、斯  
ウ云フ事情ト云フモノカアレ





會 第 二 一 號

14

○松井政府委員 其點ハ確ニ要塞其モノニ  
付キマシテハ、要塞ノ取締法ト云フモノガ  
ゴザイマスガ、要塞ニ準ズバキヤウナ廣イ  
土地ニ於キマシテ、確ニ

フオン 會 第 二 一 號

13

ヤウニ思フ、是カラ先ハ秘密會デナクテモ  
宜シイカラ後テ宜イノデアリマスガ、其點  
ヲモウ一ツ明確ニ御示ラ願ヒタイ

會 第 二 一 號

於テ、戰時使用ニ得ラルヤウナ能力等ヲ探  
 査スルト云フヤウナコトガアリマシテモ、  
 之ニ付キマシテ規定ガ缺ケテ居ルソレガ  
 從來ハ

16

會 第 三 一 號

先刻ノ石油ヲタンクレノ所在地ト云ツタヤ  
 ンナモノニ付キマシテハ現ニ規定ガ缺ケテ  
 居ルソレカラ又「フオード」ノ工場アア  
 リマストカ、或ハ「ビクタール」ノ工場等ニ

15

不  
 不  
 不

會 第 二 一 號

ナク、國力ハ全般ニ互ツテ、殊ニ今申シマ  
 シタヤウナ石油ノ問題デアリマストカ、其  
 他ノ軍用工場デアリマストカノモノ、壊滅  
 ラ來シマスレバ、

會 第 二 一 號

軍機ト申シマスレバ、軍事上ノ秘密ヲ  
 レテ居リマスカラ、今日ニ於キマシテ、戰  
 争カ將來行ハルル場合ニ於キマシテハ、殆  
 ド軍事上ノ關係ハカリデ

會 第 二 一 號

20

モ	ノ	ガ	ナ	イ	ノ	テ	ア	リ	マ	ス	、	其	為	ニ	午	前	中	ニ
モ	中	止	ゲ	マ	シ	タ	ヤ	ウ	ニ	、	第	一	條	、	第	二	條	ト
云	フ	費	體	ノ	規	定	ヲ	致	シ	マ	シ	タ	モ	ノ	ニ	付	キ	マ
シ	テ	、	其															

會 第 二 一 號

如	何	ノ	精	銳	ノ	軍	隊	ガ	ア	リ	マ	シ	テ	モ	、	何	ト	モ
ス	ル	コ	ト	ガ	出	來	ヌ	ト	モ	フ	狀	況	ニ	立	互	ル	譯	テ
ア	リ	マ	ス	、	ソ	レ	等	ニ	對	ス	ル	保	護	ノ	規	定	ト	モ

會 第 二 一 號

説	明	デ	益	々	一	方	=	ハ	疑	カ	深	ク	ナ	ツ	テ	來	ル	ノ
ア	リ	マ	ス	ガ	、	政	府	委	員	ノ	御	説	明	=	依	リ	マ	
ス	ト	、	國	民	ト	國	民	ト	ノ	戰	争	=	ナ	ツ	テ	居	ル	、
其	國	民	ト	國	民	ノ												

衆議院

第百一號

會 第 二 一 號

保	護	ヲ	圖	ル	必	要	ガ	本	當	=	一	日	モ	忽	セ	=	出	來
又	程	緊	要	事	ト	感	ジ	テ	進	メ	ラ	レ	テ	來	タ	譯	デ	ゴ
サ	イ	マ	ス															
○	大	養	委	員		只	今	ノ	御									

衆議院

第百一號

不オン 會 第二一號

モウ著々其頃カラ氣運ノアツタモノデア  
 陸軍當局ニ於カレマシテハ、海軍當局ニ於  
 カレマシテモ、萬一ノ場合ノ國家全般ノ

フオン 會 第二一號

戦争ニ迄立至ツタ國際情況、戦争ノ性質ト  
 云フノハ昨今ノ口トデハナイ、遠ク言ハバ  
 歐洲戦争以後デス、ソレハ一寸大袈裟デス  
 ガ、

フオン 會 第二一號

26


ガニナツタ、昭知九年ノ統計ナドヲ見マス  
 ルト、今年マデ抛ッテ御置キニナッタ理由  
 今年急ニ御出シニナッタ理由、之ヲ一ツ

フオン 會 第二一號


事業ヲ破壊サレルコトニ對スル用心ト云フ  
 モノハ十分御考ニナッテ居ッタモノト思ヒ  
 マス、現ニ只今色々不煉ナ件數ヲ御考



不穩 會 第二一號

28

シ	テ	モ	所	が	此	委	員	會	ヲ	滑	カ	ニ	進	メ	ル	爲	ニ	ハ	ド	ウ	ウ	ナ	ソ	ン	ナ	穴	ノ	ア	ル	國	家	ニ	シ	ク	ク	ナ	イ	ダ	ケ	私	共	モ	國	家	ノ	秘	密	ト	云	フ	モ	ノ	ヲ	減	ス	ヤ
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

不穩 會 第二一號

ガ	ク	バ	ラ	ン	ニ	同	ヒ	タ	イ	ノ	デ	ア	リ	マ	ス	ト	申	マ	ス	ル	ハ	ハ	此	委	員	會	ハ	抽	取	論	デ	ル	中	々	抄	リ	マ	セ	ヌ	殊	ニ	併	託	ノ	案	ガ	多	イ	ノ	デ	出	來	ル
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---



フオン會 第二一號

33

セ又、隨テムレダケ法が缺ケテ居リマシテ  
モソレ相應ノ取締ヲ警察ノ方ニ於キマシテ  
モ十分ノ注意ヲ加ヘテ居リマスノデアリマ  
ス、隨テ

フオン會 第二一號

32

是ハ議事ノ進行ニ甚ダ有益ノモノト思ヒマ  
スカテ敢テ質問ヲ致シマス  
○松井政府委員 ソレハ確ニ今日始メ  
トケヤゴザイマ

フ 會 第 二 一 號

衆議院

來	サ	ナ	ケ	レ	バ	ナ	ラ	ヌ	ヤ	ウ	ナ	情	勢	ニ	ナ	ツ	テ	居
リ	マ	ス	ノ	デ	、	此	際	此	必	要	ガ	更	ニ	大	キ	ク	ナ	ツ
テ	參	リ	マ	シ	タ	コ	ト	ト	、	モ	ウ	一	ツ	ハ	政	府	ニ	於
キ	マ	シ	テ	、														

衆議院



フオン會 第 二 一 號

サ	ウ	云	フ	件	數	モ	加	ツ	テ	參	ツ	タ	ノ	テ	ア	リ	マ	ス
併	ナ	ガ	テ	御	承	知	ノ	通	リ	ニ	更	ニ	最	近	ニ	於	キ	マ
シ	テ	軍	事	費	ノ	増	大	、	國	防	費	ノ	増	大	ヲ			



フ 會 第 二 一 號

衆議院

ハ	キ	分	日
	マ	通	出
	ン	リ	來
	テ	出	マ
	今	來	ス
	度	テ	限
	ハ	居	リ
	一	ル	ノ
	カ	ノ	モ
	各	デ	ノ
	工	ア	ハ
	場	リ	豫
	内	マ	テ
	或	ス	九
	ハ	ソ	年
	鑛	レ	度
	山	ニ	カ
	内	基	ラ
	或		九

清宮保

フ 會 第 二 一 號

ヲ	ノ	總
設	マ	動
定	シ	員
シ	テ	計
マ	、	畫
ン	昭	十
夕	和	ル
今	五	モ
	年	ノ
	度	オ
	ニ	バ
	ハ	昭
	大	和
	體	二
	基	年
	本	ノ
	ノ	半
	計	ニ
	畫	始

清宮保

フオン 會 第二一號

最高能力ヲ發揮セシムルカト云フ周密ナ計
畫が出来テ参リマシタ、其資源ヲ大體二年
位ツ、ニ、八九、十十一、ト云フ風ニヤソ
テ参リ

會 第二一號

研究機關デアリマス、有エル方面ニ
リマシテ具體的ナ基礎ニ基キテ、
リマスレバソレヲ如何ニ組合セテ機動
シカ

子シ 會 第二一號

41

周	密	十	数	字	的	十	計	畫	が	出	來	テ	參	ワ	タ	ノ	テ	ア
リ	マ	ス	、	今	度	十	二	十	三	年	度	=	適	用	ス	ベ	キ	計
畫	ヲ	バ	今	度	ハ	殆	ド	全	般	=	互	ワ	テ	總				

子シ 會 第二一號

マ	シ	タ	、	漸	ク	此	經	十	一	年	ノ	三	月	末	テ	ハ	シ	テ
其	整	理	ヲ	今	度	ハ	殆	ド	全	般	=	互	ワ	テ	總			
ソ	レ	テ	今	日	ハ	テ	ノ	計	畫	ガ	出	來	テ	參	ワ	タ	ノ	テ

フオン 會 第二一號

43

ヲスル機密工場トシテ指定サレマス工場若  
クハ鑛山等ト本當ニ話ヲ致シマシテ、是レ  
〈ダト云フコトヲ、机ノ上ハカリチヤ勤  
キマセヌカラ、

フオン

會 第二一號

42

格的之<sup>+</sup>モノが數字的ニ出来上テタノデアリ  
マス、ナウ致シマスト云フ下、ナウ云ツク  
計畫ト云フモノハドウシテモ各工場トカ  
或ハ戰時動員





五月十八日  
不穩

會 第 二 二 號

ノ	ト	ス	ノ	ス
口	去	、	ガ	ル
	フ	ソ	下	
	ヤ	レ	度	
	ウ	ガ	此	
	ナ	全	十	
	状	面	一	
	況	的	年	
	ニ	行	ノ	
	ナ	ハ	三	
	ツ	レ	月	
	テ	ル	末	
	来	ヤ	ヲ	
	タ	ウ	以	
	ノ	ニ	テ	
	デ	ナ	大	
	ア	ツ	體	
	リ	ク	定	
	マ	タ	ム	

46

フ  
オ  
ン  
會  
第  
二  
一  
號

其	セ	動
國	又	カ
家	が	ナ
ノ	、	ケ
大	一	レ
事	部	バ
ナ	分	、
動	ノ	動
員	モ	カ
計	ノ	ナ
畫	ハ	イ
ハ	工	
全	場	
部	ノ	
テ	者	
ハ	=	
ア	知	
リ	ッ	
マ	テ	



フオン 會 第二二號

或ル部門ニ於キマシテハ欠缺ガアリマシテ  
 隨テ其缺ケテ居ル部門ニ付キマシテハ其他  
 ノ方法デ以テ法規上——法治國ノ精神カラ  
 云ヘバ

會 第二二號

業ノ振興ヲ圖ラナケレバナラヌ 犧牲ヲ成  
 ベクシクシテサウシテ統制ヲ圖ラナケレバ  
 ナラヌト云フヤウナ立場ニナツタノデアリ  
 マス、ソコデ

會 第 二 乙 號

7 ■  
 抛ツテ置イタ譯ヲハアリマセ又か、其緊要  
 サカ今日ニ至ツテ急ニ増大致シマシタト云  
 フ事情ハ非常ニ顯著ナノデアリマス

フオン 會 第 二 乙 號

6 ■  
 或ハ稍々曖昧ナ形ヲ取締ヲ致シテ居  
 デアリマス、其為ニ民間ノ慎重ナ方々  
 テ不安不便ヲ感ズルト云フヤウナ状況  
 リマシタ、今日マデ

9

		ニナツ	テ居ル	ソレト	反對	ニ日本	ノ士官	ガ
		外國	ハ行	ツテ	外國	ノ軍隊	生活	ヲスル
		的	ニマツ	テ居	ラレ	ルマウ	ニ聞	イテ居
								リマス
								交換

會 第 二 二 號

○ 勝田委員 是ハ陸軍ノ政府委員ニ御尋  
 也ノテスガ、海軍ノ事ハ餘リ能ク知リマス  
 又カ、陸軍ニ於キマシテハ、外國ノ士官  
 日本ノ軍隊ニ御入レ

フオン

會 第ニニ 號

是等ハ關係ガ軍ノ機密ノ漏洩ト云フコトニ  
 付テ支障ノナイモノデアリマスカ、又支障  
 ガナカツタノデアリマスカ、サウ云フ點ニ  
 付テ簡單テ

フオン

會 第ニニ 號

又中華民國、滿洲國ノ軍人ニ付テハ先遣團  
 トシテ向入ノ軍人ニ日本ノ軍隊ヲ見送ルコト  
 メルト云フマウナコトヲ御ヤリニテツテ居  
 ルト聞イテ居リマスガ

フオン

會 第 二 二 號

13

コトハ只今御説明ノ通既ニ實行シツテ  
ルノデガザイマスガ、是等ノ外國將校若ク  
ハ外國ノ將校候補生等ニ對シテ軍ノ機密

フオン

會 第 二 二 號

宜シウゴザイマスカラ御説明ヲ願ヒマス  
。梅津政府委員 但我將校ヲ交換地ニ在リ  
若クハ學校ニ付テ居ルト去リ



不

會 第 二 二 號

15

箇	=	取	扱	ツ	テ	居	リ	マ	シ	テ	、	十	分	國	軍	ノ	機	密
ヲ	保	護	ス	ル	コ	ト	=	ハ	遺	憾	ノ	ナ	イ	ヤ	リ	=	處	置
ヲ	致	シ	テ	居	リ	マ	ス											
○	渡	邊	委	員	海	軍	ノ	政	府									

會 第 二 二 號

ヲ保護スル爲ニハ十分ノ考慮ヲ拂フナドハ  
 機密ノ箇所ナドハ見セテナドハ  
 致シテ居リマス、本邦ノ學生ナドハ



會 第 二 二 號

ノ士官が来ツテ居ツタト評判ニテ居リマス  
か、ソシナコトモ御差支ナイ範圍ニ於テ御  
伺致シタイト思ヒマス

19

會 第 二 二 號

御伺致シタイト思ヒマス、ソレカラ先刻ノ  
津輕海峡ヲ拿捕サレタニ艘ノ船デハ、北海  
道邊リノ漁夫ハ専ラソビエト

18

フオン 會 第二二號

21

ルが、併ヤカラ相互的ニ特ニ或ハ場合ニハ  
コツキノモヲ見セテモ、向フノモノヲ  
見タ方ガ良イト云フヤウナ場合ニハ、双方  
協定ノ上デ一部

會 第二二號

20

○梅津政府委員 先刻ノ御答ノ中ニ一寸漏  
レテ居リマシタカラ補足的ニ申上ゲテ置キ  
マス、先刻申上ケマヤウニ機密ハ保護致シ  
テ居リマス